

## 大和市監査委員告示第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和7年4月25日

大和市監査委員 佐藤光徳  
大和市監査委員 中村一夫

- |          |  |
|----------|--|
| 1 監査等の種類 | 地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査   |
| 2 監査対象   | 市長室  |
| 3 監査対象期間 | 令和6年4月～令和7年3月  |
| 4 監査年月日  | 令和7年4月25日  |
| 5 監査の方法  | この監査は、大和市監査基準に従い、市長室（秘書総務課、広報課）において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。<br>(1) 予算執行に関する事務<br>(2) 収入調定に関する事務<br>(3) 契約に関する事務<br>(4) 財産管理に関する事務<br>(5) 備品管理に関する事務<br>(6) 会計年度任用職員の報酬支払に関する事務<br>(7) 交際費の経理に関する事務<br>(8) 来庁者への記念品に関する事務 |
| 6 主な着眼点  | ・予算執行が適正かつ効率的に行われているか<br>・収入調定の時期及び金額は適正か<br>・契約の内容は適切か。記載どおり履行されているか<br>・事務の執行は、法令等に従って適正に行われているか<br>・前回の監査における指導事項が改善されているか  |
| 7 監査結果   | 財務に関する事務等の執行は、適正に執行されているものと認められた。  |